

新型コロナウイルス感染症に関連する事業者向け支援メニュー

本資料は仙台市が、各支援メニューを一覧形式でまとめたものです。支援メニューの内容等については、随時変更となることでもありますので、各問い合わせ先にご確認ください。

仙台市地域産業支援課作成 更新部下線(最終更新:12月28日)

目次	相談窓口	P1	雇用支援	P9
	補助金・助成金等(お金をもらう)	P2~6	情報発信	P10
	融資(お金を借りる)	P7~8	観光・宿泊	P10
	税金関係	P8~9	その他	P11

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
相談窓口			○	仙台市中小企業応援窓口の開設	<p>仙台市産業振興事業団では、6月29日より、以下の相談対応を行う窓口を開設しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化補助金や雇用調整助成金等、国や県等の各種助成金申請書の作成・手続き支援 ・テレワーク導入支援 ・相談者への専門家派遣 ・事業計画、販路開拓、商品開発、資金繰り等の各種経営相談 	詳細は仙台市産業振興事業団にお問い合わせください。	公益財団法人 仙台市産業振興事業団 経営支援課 TEL:022-724-1122
			○	相談 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部へのご相談	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部では、経営に関する相談、ハズオン支援(専門家派遣)、販路開拓、ものづくり支援等を行っております。	詳細は独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部 企業支援課にお問い合わせください。	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 東北本部 企業支援課 TEL:022-716-1751
			○	公益財団法人みやぎ産業振興機構へのご相談	資金調達、販路開拓、人材育成などの相談対応等を行っております。また、新型コロナウイルス 中小企業向け専門家経営相談として、登録専門家が上限5回まで、無料で助言を行います。	詳細は公益財団法人みやぎ産業振興機構にお問い合わせください。	公益財団法人みやぎ産業振興機構 TEL:022-222-1310 新型コロナウイルス 中小企業向け専門家経営相談 公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課 TEL:022-225-6697

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）				◎ 特別支援金	<p>対象者:利用者又は従業員等から複数人の新型コロナウイルス感染症感染患者が確認された市内施設を運営し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、保健所が行う積極的疫学調査と施設名の公表等に協力した事業者</p> <p>支給額:最大100万円</p>	対象となる方に個別にご案内いたします。	<p>仙台市経済局緊急経済対策担当</p> <p>TEL:022-214-7338</p>
				◎ 応援金	<p>対象者:市内に本店を置いている中小企業、住民登録又は納税地が市内である個人事業主、市内に主たる事務所を置いているその他法人</p> <p>主な要件:国・生産性革命推進事業の各補助金または宮城県中小企業等再起支援事業補助金の交付決定を受けていること</p> <p>支給額: 国・生産性革命推進事業の交付決定額に応じて10万円、20万円、50万円 県・再起支援事業補助金の交付決定額に応じて5万円、10万円</p>	<p>郵送での申請。 申請に必要な申請書は市のHPからダウンロードできます。</p>	<p>仙台市経済局緊急経済対策担当</p> <p>TEL:022-214-7329</p>
				◎ 商店街	<p>商店街の魅力発信等への取り組みへの助成(商店街魅力向上支援事業)</p> <p>条件:商店街として個店やエリア内の様々な魅力を地域内外に発信する取り組み(宅配事業・テイクアウト事業を含む)など、商店街の魅力を高める事業に助成。</p> <p>助成額:上限50万円(助成対象経費合計額の2/3以内)</p>	<p>所定の申請書類に記入の上、関係書類を添えて直接地域産業支援課へご提出ください。</p>	<p>仙台市経済局地域産業支援課商業振興係</p> <p>TEL:022-214-1001、1004</p>
				◎	<p>持続化給付金</p> <p>条件:売上50%以上減少</p> <p>給付額:昨年1年間の売上からの減少分(法人200万円、個人事業主100万円が上限)</p>	<p>Web上での申請。</p>	<p>持続化給付金事業コールセンター</p> <p>0120-115-570</p>
				◎ 給付金	<p>条件:中堅企業・中小企業・小規模事業者・個人事業主等で5月から12月において以下のいずれかに該当する者</p> <p>①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少</p> <p>②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少</p> <p>給付額:支払家賃に基づいて算出される給付額(6カ月分相当、法人600万円、個人事業主300万円が上限)</p>	<p>Web上での申請。</p>	<p>家賃支援給付金 コールセンター</p> <p>0120-653-930</p>
				○ 補助金	<p>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</p> <p>対象者:中小企業・小規模事業者等</p> <p>内容:新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援</p> <p>補助額:【通常枠】中小1/2、小規模2/3、【特別枠A】2/3、【特別枠B・C】3/4、上限:1,000万円</p>	<p>詳細は事務局にお問い合わせください。</p>	<p>ものづくり補助金宮城県地域事務局</p> <p>TEL:022-222-5266</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先	
補助金・助成金等 (お金をもらっ)				補助金	対象者:小規模事業者 内容:販路開拓や生産性向上の取組等に活用 補助額:【一般型】2/3・上限50万円、【コロナ特別型A】2/3・上限100万円、【コロナ特別型B・C】3/4・上限100万円 ※新型コロナウイルス感染症による売上減少等、審査における複数の加点項目があります。	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口にお問い合わせください。	仙台市内(旧泉市・宮城町・秋保町を除く)の方 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL:022-265-8127 旧泉市・宮城町・秋保町の方 みやぎ仙台商工会 TEL:022-372-3545	
				IT導入補助金	対象者:中小企業・小規模事業者等 内容:あらかじめ事務局に登録されたITツールを導入する事業者の導入経費の一部を補助するもの 補助額:【A類型】1/2、30万円以上150万円未満、【B類型】1/2、150万円以上450万円以下、【C類型-1】2/4、30万円以上450万円、【C類型-2】3/4、30万円以下	詳細は事務局にお問い合わせください。	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL:0570-666-424	
				〇	仙台市路線バス運行継続奨励金	対象事業者:一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法第3条1号イに規定する乗合事業)を営む事業者 補助額:市内の路線定期運行に使用する乗合バス車両1台あたり20万円(高速バス、定期観光バスの車両、仙台市地域交通支援事業費補助金の交付対象事業の運行に使用する車両は除く)	詳細は仙台市にお問い合わせください。	仙台市都市整備局公共交通推進課 TEL:022-214-8353
				〇	仙台市タクシー運行継続奨励金	対象事業者:法人及び個人タクシー事業者 補助額:タクシー車両1台あたり1万円 対象車両:令和2年4月1日から5月31日までの間で、継続して国土交通省東北運輸局宮城運輸支局に事業用自動車として届出し、仙台市内の営業所において保有していた車両等(市等の委託を受けている車両及び福祉輸送事業の用に限り使用する車両は除く)	下記の仙台市ホームページの「仙台市タクシー運行継続奨励金」から交付要綱や申請様式をダウンロードし、都市整備局交通政策課へ郵送で提出してください。 (https://www.city.sendai.jp/jigyosha/taisaku/kotsu/kotsu-suishin/shoureikin.html)	仙台市都市整備局交通政策課 TEL:022-214-8303
				◎	文化芸術支援	概要:収容率50%以内での開催という制限がある音楽、演劇等の公演再開を支援するため、市内の民間屋内施設で公演を行う主催者に対し、会場使用料の一部を補助する。 対象者:市内の屋内施設(市・県の施設を除く)を会場として、音楽、演劇、舞踊、演芸、伝統芸能等の実演文化芸術の公演を開催した者 対象事業:入場料を徴収して行う文化芸術公演 ※収容率50%以内(例外規定あり)、かつ感染症対策に関する業種別ガイドラインに即した開催が条件 助成額:文化芸術公演開催のため支出した会場費実費の1/2 ※付帯設備利用料、スタッフ人件費等は対象外 対象期間:令和2年9月1日～令和3年3月31日	公演開催前に、申請書をEメールまたは郵送で(公財)仙台市市民文化事業団 実演芸術の公演会場費助成事務局に提出してください。 募集要項および提出書類は(公財)仙台市市民文化事業団ホームページ内からダウンロードできます。	実演芸術の公演会場費助成事務局(公益財団法人仙台市市民文化事業団) TEL:022-226-7030

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）				文化芸術支援 コンテンツグローバル需要創出促進補助金(J-LODlive)	概要:新型コロナウイルス感染症の影響により、公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施するライブ公演の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・配信の費用の一部を補助する。 対象者:コンテンツのライブ公演の主催者となる法人 ※新型コロナウイルスのまん延の影響により2/1以降に予定していた公演を延期・中止した法人に限る。 対象事業:国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用して制作した動画を海外に発信する事業 補助率:1/2 助成上限額:5,000万円/1件 募集期間:令和2年5月27日～令和3年1月29日	詳細は事務局にお問い合わせください。	特定非営利活動法人 映像産業振興機構 TEL:050-5370-7186
				雇用奨励金 みやぎ正社員雇用緊急対策事業(正社員雇用奨励金)	新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇い止めなど、非自発的な理由により離職を余儀なくされた方を正社員として雇い入れた事業主に対して正社員雇用奨励金を支給し、非自発的失業者の早期の再就職・正社員化を促進する。 正社員雇用奨励金:非自発的失業者1人雇用につき45万円(中小企業等の事業主。それ以外の事業主は20万円)	詳細は宮城県にお問合せください。	宮城県経済商工観光部雇用対策課労政調整班 TEL:022-211-2771 FAX:022-211-2769 Email kovour@pref.miyagi.lg.jp
				雇用調整助成金	条件:売上等5%以上減少し、労働者を一時的に休業させた場合等 内容:休業手当の中小企業4/5、大企業2/3助成(解雇等を行わない場合は中小企業10/10、大企業3/4) ※上限1人1日15,000円	詳細は宮城労働局もしくはコールセンターにお問い合わせください。 なお、仙台市では、雇用調整助成金や休業支援金について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスを行う相談窓口を開設しています。 相談希望の方は下記にお問い合わせください。 公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116	宮城労働局 職業対策課助成金部門 TEL:022-299-8063 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL:0120-60-3999
				休業関係 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	対象者:令和2年4月1日から12月31日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者 内容:新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を支給する	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276
				宮城県雇用維持交付金	対象者:雇用維持のための措置として実施した休業について、宮城労働局より「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業事業主 条件:令和2年4月1日から令和2年12月31日に実施した休業 内容:事業主の支払った休業手当と国の雇用調整助成金等との差額の1/2 ただし、上記にかかわらず、国の雇用調整助成金等と県補助額の合計で日額8,330円を上限とする	詳細は宮城県にお問い合わせください。	宮城県雇用対策課 TEL:022-797-4026

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）					<p>新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金(労働者に休暇 を取得させた事業者向け)</p> <p>条件:労働者に有給の休暇を取得させた事業者向け 内容:休暇中に支払った賃金相当額×10/10(日額8,330円(4月1日以降に取得した休暇は15,000円)を上限とする)</p>		<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL:0120-60-3999</p>
					<p>新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応支援金(委託を受けて 個人で仕事をする方向け)</p> <p>条件:委託を受けて個人で仕事をする方 内容: ・令和2年2月27日から3月31日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額) ・令和2年4月1日から9月30日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり7,500円(定額)</p>	<p>支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。 ご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL:0120-60-3999</p>
				休業関係	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性 管理措置による休暇取得支援助成金</p> <p>対象者(事業主):①～③の全ての条件を満たす事業主 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、 ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理指導の内容とあわせて労働者に通知した事業主であって、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に ③当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主 助成内容:対象労働者1人当たり 有給休暇計5日以上20日未満:25万円。以降20日ごとに15万円加算(上限額:100万円) ※1事業者当たり20人まで</p>	<p>(期間)令和2年6月15日から令和3年2月28日まで (方法)申請に必要な申請書をHPからダウンロードし、宮城労働局 雇用環境・均等室へ提出する。</p>	<p>宮城労働局 雇用環境・均等室 TEL:022-299-8844</p>
					<p>両立支援等助成金(介護離職防止支援 コース(新型コロナ感染症対応特例))</p> <p>対象者(事業主): ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知すること ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を合計5日以上取得すること。 支給額:労働者1当たり取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円 合計10日以上 35万円 ※1中小事業主あたり5人まで申請可能です 対象となる労働者: ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合。 ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合。 ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合。</p>	<p>(適用日)令和2年4月1日から令和3年3月31日までに取得した休暇 (申請期間)支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内 (方法)申請に必要な申請書をHPからダウンロードし、 宮城労働局 雇用環境・均等室へ提出する。</p>	<p>宮城労働局 雇用環境・均等室 TEL:022-299-8844</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）			○	中小IT企業テレワーク導入支援	対象者：在宅勤務等を可能とするテレワーク環境の構築に取り組む県内中小IT企業 内容：テレワーク導入又は拡充に係る機器等購入経費及びオンライン研修受講費補助 補助額：テレワーク導入経費75万円、オンライン人材育成研修受講費8万円 補助率：1/2	詳細は宮城県にお問い合わせお問い合わせください。	宮城県新産業振興課 TEL：022-211-2479
			○	働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）	対象者：新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 主な要件：事業実施期間（令和2年2月17日～5月31日）中に助成対象の取組を行うこと及びテレワークを実施した労働者が1人以上いること 補助率：1/2（1企業当たりの上限額：100万円）	詳細はテレワーク相談センターにお問い合わせお問い合わせください。	テレワーク相談センター TEL：0120-91-6479
			○	働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）	対象者：労働者災害補償保険の適用事業主である中小企業事業主 条件：令和2年2月17日～7月31日に実施 支給額：以下のどちらか低い方の額 （1）対象経費の合計額×補助率3/4（※） （2）企業当たりの上限額（50万円） （※）常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組内容によって、補助率4/5の場合あり。	郵送での申請 詳細は宮城労働局にお問い合わせお問い合わせください。	宮城労働局雇用環境・均等室 TEL：022-299-8844
			○	オンライン診療・オンライン服薬指導の経費助成	医療機関及び薬局内における感染拡大を防止するため、オンライン診療及びオンライン服薬指導に関する時限的・特例的な取り扱いが継続している間に限り、自宅に居ながらにして受診から薬剤の受け取りまでを行うことができるオンライン診療及びオンライン服薬指導の導入にかかる経費等を助成します。感染拡大防止に対応する医療機関等の負担軽減を図り、医療機関等の診療・服薬指導のオンライン化を支援します。	市ホームページの「仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱」から申請様式をダウンロードし、まちづくり政策局プロジェクト推進課へ提出してください。	まちづくり政策局プロジェクト推進課 TEL：022-214-1254 FAX：022-214-8037 メール：online-shinryou@city.sendai.jp
		○	新型コロナウイルス感染症対策に係る慰労金・支援金	医療機関、介護・障害福祉サービス事業所などで働く職員の方への慰労金と、医療機関・薬局、事業所などにおける感染症対策の経費などへの支援金の申請を受け付けています。	申請方法など、詳しくは、コールセンターへお問い合わせください。	宮城県コールセンター ①医療機関・薬局などの方 TEL：0570-087-758 ②介護サービス事業所などの方 TEL：0570-007-580 ③障害福祉サービス事業所などの方 TEL：0570-037-323 （①～③いずれも平日 8:30～17:00）	

【重要】上記、補助金・助成金等について
◎は要件を満たせば支給されます。○は審査などがあります。

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
（お金を借りる）				保証料補給対象 民間金融機関の信用保証付き融資① 「セーフティネット保証4号」	条件:売上高20%以上減少 融資限度額:8,000万円 利率:年1.3% 保証料:年0.70% ※保証料は上限500万円まで仙台市補給	①融資実行は指定金融機関からになります。最初に金融機関へのご相談を推奨しております。 ②制度利用にあたり、仙台市の認定が必要となります。経済局地域産業支援課にお問い合わせください。	仙台市経済局地域産業支援課企業支援係 TEL:022-214-1003
				民間金融機関の信用保証付き融資② 「セーフティネット保証5号」	条件:売上高5%以上減少・全業種 融資限度額:8,000万円 利率:年1.3% 保証料:年0.67% ※保証料は上限500万円まで仙台市補給		
				民間金融機関の信用保証付き融資③ 「危機関連保証」	条件:売上高15%以上減少 融資限度額:5,000万円 利率:年1.3% 保証料:年0.80% ※保証料は上限500万円まで仙台市補給		
				保証料 仙台市制度融資向け信用保証料補給	条件:上記、セーフティネット保証関連融資(4号・5号)、危機関連保証関連融資を活用する中小企業者 内容:信用保証料を上限500万円まで仙台市が補給	仙台市より送付される申請書を提出することが必要となります。申請書は5月8日より対象融資の確認ができた方から送付しています。 なお、申請書の提出時には①対象資金の融資実行が確認できる書類(融資契約書等)と②当初支払った保証料がわかる書類(「信用保証決定のお知らせ」等)の添付が必要です。	仙台市経済局地域産業支援課緊急経済対策担当 TEL:022-214-7338
				融資 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援 資本強化特別貸付 「新型コロナ対策資本金劣後ローン」	内容:キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組み企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本金劣後ローンを供給する。 対象事業者:事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方等 貸付限度:(中小企業事業)最大7.2億円、(国民生活事業)7,200万円 貸付期間:5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 中小企業事業 TEL:022-223-8141
				融資 資本金劣後ローン	内容:新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化に伴い資本の毀損等が懸念される中、本来の収益力を回復するまで「財務安定化に向けた資本の増強」が必要な事業者に対し、資本金劣後ローンにて事業の成長・継続を支援する。 対象事業者:事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方等 貸付限度:最大7.2億円 貸付期間:5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)	詳細は商工組合中央金庫にお問い合わせください。	商工組合中央金庫 仙台支店 TEL:022-225-7411
				給付金 新型コロナ対策資本金劣後ローン連動型 給付金の支給	内容:日本政策金融公庫または商工組合中央金庫の「資本金劣後ローン」と民間金融機関からの協調融資により財務体質の強化と資金繰り改善に取り組む事業者に対し、利子相当分を給付金として支給します。 対象:市内に本店のある中小企業等 給付額:資本金劣後ローンおよび協調融資の当初5年間の利子相当分合算で1,000万円を上限	対象となる事業者の方は、申請書を仙台市のHP(http://www.city.sendai.jp/kikakushien/shihonse/ikvufu.html)からご準備いただき、必要書類と合わせてご提出ください。	仙台市経済局地域産業支援課企業支援係 TEL:022-214-1003
				融資 民間金融機関による実質無利子・無担保 融資(宮城県新型コロナウイルス感染症 対応資金) (★実質無利子・無担保対象)	条件:SN保証4号・SN保証5号・危機関連保証の認定を受けていること 融資限度額:4,000万円 利率:年1.3% ※利子は最大当初3年間分を全額補給 保証料:年0.85% ※保証料は当初分を最大全額補給	融資実行は取扱金融機関からになります。最初に金融機関へのご相談を推奨しております。	宮城県商工金融課(商工金融班) TEL:022-211-2744
				融資 災害復旧対策資金	条件:売上高10%以上減少 融資限度額:5,000万円 利率:年1.6%以内 保証料:年0.45%~1.00%	詳細は宮城県にお問い合わせください。 仙台市の事業者は仙台市で認定いたします。	宮城県商工金融課(商工金融班) TEL:022-211-2744
				生活資金 緊急小口資金 緊急かつ一時的な生計維持の貸付	条件:主に休業された方 融資限度額:学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 その他、10万円以内 無利子	詳細は仙台市社会福祉協議会にお問い合わせください。	仙台市社会福祉協議会 TEL:070-1398-1681、070-3105-3485 080-9190-5476、090-6088-4507 080-9190-2546、080-7998-2206 080-4478-5025、090-6071-5795
			生活資金 総合支援資金(生活支援費) 緊急かつ一時的な生計維持の貸付	条件:主に失業された方 融資限度額:(二人以上)20万円以内 (単身)10万円以内 ※貸付期間は原則3月以内 無利子			

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
（お金を借りる） 融資	○			実質無利子・無担保	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 （★実質無利子・無担保対象）	条件：売上高5%以上減少・中小企業向け 融資限度額：6億円 利率：年1.11% →当初3年間、2億円までを限度に、利率0.21%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 日本政策金融公庫 仙台支店 中小企業事業 TEL：022-223-8141
	○				条件：売上高5%以上減少・個人事業主、小規模事業者向け 融資限度額：8,000万円 利率：年1.26% →当初3年間、4,000万円までを限度に、利率0.36%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL：022-222-5173、022-222-5377	
	○				商工中金による「危機対応融資」 （★実質無利子・無担保対象）	条件：売上高5%以上減少 融資限度額：6億円 利率：年1.11% →当初3年間、2億円までを限度に、利率0.21%	詳細は商工組合中央金庫にお問い合わせください。 商工組合中央金庫 仙台支店 TEL：022-225-7411
	○			生活衛生	小規模事業者経営改善資金融資制度 （マル経融資） ※新型コロナウイルス対策別枠 （★実質無利子・無担保対象）	条件：売上高5%以上減少・小規模事業者 融資限度額：1,000万円 無担保・保証人不要 利率：運転資金年1.21%・設備資金年0.71% →当初3年間 運転資金年0.31%・設備資金年0.31%	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口 にお問い合わせください。 仙台市内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）の方 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL：022-265-8127 旧泉市・宮城町・秋保町の方 みやぎ仙台商工会 TEL：022-372-3545
	○				生活衛生新型コロナウイルス感染症 特別貸付 （★実質無利子・無担保対象）	条件：売上高5%以上減少・生活衛生関係営業（旅館、飲食、理容店など）※ 振興計画認定組合の組合員以外は設備資金のみ 融資限度額：8,000万円 無担保 利率：運転資金年1.26%→当初3年間 年0.36%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL：022-222-5173
	○				新型コロナウイルス対策衛経融資	条件：売上高5%以上減少・生活衛生関係営業（旅館、飲食、理容店など） 融資限度額：1,000万円 無担保 利率：運転資金年1.21%→当初3年間 年0.31%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL：022-222-5173
	○				衛生環境激変対策特別貸付	条件：売上高5%以上減少・旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方 融資限度額：1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 利率：年1.91%→振興計画認定組合の組合員は、当初3年間 年1.01%	詳細は日本政策金融公庫にお問い合わせください。 日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL：022-222-5173
税金関係		○	市税	市税の納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方で、一時に納付し、または納入を行うことが困難な方は、1年間、市税の納税の猶予を受けることができます。猶予期間内における途中での納付や、分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。	詳細は各区の相談窓口にお問い合わせください。 青葉区 北徴収課 022-214-8152 泉区 北徴収課 022-214-5027 宮城野区、若林区 南徴収課 022-214-8153 太白区 南徴収課 022-214-8154 仙台市外 徴収対策課 022-214-8661	
		○	県税	県税の猶予	新型コロナウイルス感染症により収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合で、県税を一時に納付することが困難な者 納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に到来する県税 申請期間：令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口 にお問い合わせください。 宮城県仙台北県税事務所（青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区） TEL：022-275-9111 仙台中央県税事務所（青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区） Tel：022-715-0621 宮城県仙台南県税事務所（太白区） TEL：022-248-2961	
		○	国税	国税の猶予	令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税については、 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少しており、 ②国税を一時に納付することが困難な場合、 所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予（特例猶予）が認められます。 特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除。申請に当たり、担保の提供は不要。	詳細は仙台国税局にお問い合わせください。 国税局猶予相談センター（仙台国税局） TEL：0120-945-430	
			○	水道	水道料金・下水道使用料についての相談窓口	お支払いの猶予・分納についてご相談を希望される方は、問い合わせ先にご相談ください。	詳細は各区の相談窓口にお問い合わせください。 青葉区・泉区でご利用の方 水道局北料金センター 022-371-8830 宮城野区・若林区・太白区でご利用の方 水道局南料金センター 022-304-0023

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先	
税金関係				固定資産税	事業収入が減少した中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度	2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率によって、令和3年度分の固定資産税・都市計画税(事業用家屋又は償却資産が対象です。)に係る課税標準が次の割合で軽減される特例が創設されました。 30%以上50%未満の減少→2分の1 10%以上減少→全部	事業収入の減少等の確認を認定経営革新等支援機関等から受けた上で、令和3年2月1日までに、仙台市へ申告書を提出。 ※右記問い合わせ先または本市ホームページでご確認ください。	仙台市役所 固定資産税新型コロナ特例専用ダイヤル TEL:022-214-8804 中小企業の相談窓口 中小企業庁 TEL:0570-077322
				固定資産税	生産性革命の実現に向けた中小企業等の設備投資に係る固定資産税の特例の拡充・延長	中小事業者等が先端設備等導入計画に基づいて新規に取得した設備等の固定資産税を軽減する現行の特例措置について、対象資産に事業用家屋と構築物を追加の上、2023年3月末まで2年間延長します。	先端設備等導入計画の認定を受けた後、実際に設備投資を実施。その後、令和3年2月1日までに、仙台市へ申告書を提出。 ※右記問い合わせ先または本市ホームページでご確認ください。	固定資産税の特例措置・について 資産課税課(償却資産係) TEL:022-214-8619 先端設備等導入計画の申請について 企業立地課 TEL:022-214-1102
				法人市民税	法人市民税の申告期限の延長	法人市民税の申告期限は、法人税(国税)の取り扱いに準じるため、新型コロナウイルス感染症の影響により法人税の申告期限を延長した場合には、同様に法人市民税の申告期限が延長されます。	法人市民税の申告の際に、申告期限を延長して申告を行った法人税の申告書の写し(税務署等の収受印があるもの)を添付。	法人税の申告期限の延長について 国税庁のホームページをご覧ください。管轄の税務署へお問い合わせください。 法人市民税の申告について 市民税企画課 TEL:022-214-1102
				事業所税	事業所税の申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に事業所税の申告・納付をすることができないやむを得ない理由があるときは、その理由が止んだ日から2か月以内の範囲で、申告・納付期限を延長することができます。	申告書の作成・提出が可能となった時点で、事業所税申告書の備考欄に「新型コロナウイルスによる申告・納期限の延長申請」と記載し提出。	事業所税の申告について 市民税企画課 TEL:022-214-1101
				厚生年金	厚生年金保険料等の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主・船舶所有者の方は、年金事務所へ申請することにより、厚生年金保険料等の納付の猶予(特例)を受けることができます。 納付の猶予(特例)が認められた場合は、厚生年金保険料等の納付が納期限から1年間猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。	仙台東年金事務所に申請 詳細は厚生年金保険料納付猶予相談窓口にお問い合わせください。	厚生年金保険料納付猶予相談窓口 TEL:0570-666-228
				労働保険料	労働保険料等の納付猶予等の特例	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、一時に納付を行うことが困難である事業主の方にあつては、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。 この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。	郵送又は電子申請 詳細は宮城労働局にお問い合わせください。	宮城労働局雇用環境・均等室 TEL:022-299-8844
雇用支援				求職者向け	就職活動中の学生等向けのオンライン相談の実施	新型コロナウイルスの感染予防対策の一環として、キャリア・コンサルティング(しごとに関する個人向け相談窓口)をオンライン方式でもご利用いただけます。		
				求職者向け	オンラインによる就職活動を行う学生を対象としたスペースの無償貸し出し	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として企業の採用活動がオンラインにシフトしてきていることから、就職活動をしている方向けに、オンライン就活用の会場を無料で貸し出しています。	詳細は仙台市産業振興事業団にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL:022-724-1116
				企業向け	企業における採用活動のオンライン化導入支援	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の一環として、企業向けに実施している「採用コンサルティング」内で、ウェブ面接・ウェブ企業説明会の導入支援をしています。		
				企業向け	雇用シェア・マッチング支援	仙台市産業振興事業団において、公益財団法人産業雇用安定センターと連携しながら、雇用シェア(在籍型出向)を支援するとともに、兼業、副業等柔軟な働き方を促進します。	詳細は公益財団法人産業雇用安定センター宮城事務所にお問い合わせください。	公益財団法人産業雇用安定センター 宮城事務所 TEL:022-726-1826
				求職者・企業向け	仙台市奨学金返還支援事業の拡充	貸与型奨学金を利用している学生が本制度の対象企業に就職した場合、年間18万円を上限に奨学金の返還を3年間支援する事業です。 このたび対象企業の追加(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、学校法人等)及び対象人数を拡充しました。	詳細は仙台市地域産業支援課にお問い合わせください。	仙台市地域産業支援課 TEL:022-214-1007

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
情報発信				○ 発信 仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト	仙台市では、仙台商工会議所、みやぎ仙台商工会と連携し、『想いやり』をキーワードに、市内事業所(全業種)と市民が一丸となった全市的な感染防止対策運動を展開しています。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、ポスター、ガイドブック、ステッカー及びロゴマークをご活用いただけます。	詳しくは下記URLをご確認ください。 https://www.sendaicci.or.jp/corona-pi/pi1.html	仙台市経済局経済企画課 TEL:022-214-8275
				○ 発信 仙台NEWSCAST及び仙台市経済局 Facebookでの情報発信	新型コロナウイルス感染症を要因とした需要落ち込み等に対策を講じる際の情報発信支援として、プレスリリースサービス「仙台NEWSCAST」及び仙台市経済局Facebookをご利用いただけます。	希望の方は仙台市経済局経済企画課にお問い合わせください。	仙台市経済局経済企画課 TEL:022-214-8275
				○ 配信 せんだいE企業だよりでの情報配信	「せんだいE企業だより」では、企業の皆様・起業家の皆さまに公的機関による企画や新型コロナウイルス感染症を受けての支援制度などの情報をリアルタイムで配信しています。	仙台市産業振興事業団ホームページより登録	公益財団法人仙台市産業振興事業団 総務課(E企業だより担当) TEL:022-724-1212
観光・宿泊				○ 交流人口 仙台市企業内会議・研修会等開催助成	条件:企業が実施する仙台市内での宿泊を伴う参加者10人以上・宿泊者数10人泊以上の企業内会議・研修会等に係る経費の一部を助成 内容:1人泊あたり5,000円(最大2,500,000円) ※12月28日(月)～令和3年1月11日(月・祝)の期間に実施される会議等は、助成対象外とします。	詳しくは仙台観光国際協会ホームページをご覧ください。	公益財団法人 仙台観光国際協会 コンベンション推進課 TEL:022-268-9603
				○ 交流人口 宿泊促進キャンペーン	感染症収束までの段階に応じ、交流人口回復に向けた需要喚起策として、宿泊料金の割引等に対する助成などの支援を行います。 第1次キャンペーン「今こそ行こう！秋保温泉・作並温泉宿泊キャンペーン」として、市民を対象に、秋保・作並温泉で使用できる宿泊クーポン券3,000円×6,000枚を応募抽選により配布します。【配布終了】 第2次キャンペーン「Travel仙台 選べるトク旅キャンペーン」として、東北6県にお住まいの方を対象に、仙台市内の宿泊施設に、一人あたり最大5,000円相当の割引が受けられるお得なプランで宿泊いただけます。 ※Travel仙台 選べるトク旅キャンペーンは、令和2年12月28日から令和3年1月11日までの期間、一時停止します。停止期間内の宿泊はキャンペーン割引が適用されません。	○今こそ行こう！秋保温泉・作並温泉宿泊キャンペーン キャンペーン応募受付は終了しています。詳細については、秋保温泉旅館組合または作並温泉旅館組合のHPにあるキャンペーンバナーより特設ページをご覧ください。 ○Travel仙台 選べるトク旅キャンペーン キャンペーンのホームページ(https://sendai-tokutabi.com/)からのリンク、または直接宿泊施設や旅行代理店等から予約できます。	仙台市文化観光局観光課 TEL:022-214-8259
				○ 交流人口 小規模宿泊事業者支援事業「仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン」	客室数がおおよそ20室未満又は定員100名未満の県内小規模宿泊事業者への支援として、1人1泊最大5,000円を補助します。 ※令和2年12月28日から令和3年1月11日までに宿泊する本事業を利用した宿泊については、本事業の適用を一時停止します。	詳しくは、キャンペーンのホームページ(https://sendai-miyagi-suzumenoyado.jp/)をご覧ください。	宮城県観光課 TEL:022-211-2895
				○ 交流人口 県内観光宿泊プラン造成支援事業「せんだい・みやぎ絆の宿キャンペーン(第2弾)」	東北6県と新潟県在住者を対象として宮城県内で宿泊を伴う旅行をする場合、宿泊費が1人1泊最大5,000円割引となります。 ※令和2年12月28日から令和3年1月11日までに宿泊する本事業を利用した宿泊については、本事業の適用を一時停止します。	詳しくは、キャンペーンのホームページ(https://www.sendai-miyagi-kizunanoyado.jp/)をご覧ください。	宮城県観光課 TEL:022-211-2895
				○ 交流人口 GoToトラベルキャンペーン	【地域共通クーポンの取扱店舗の登録】 GoToトラベルキャンペーンを利用した旅行者に付与される地域共通クーポンの取扱店舗を希望される事業者の方は、登録申請が必要となります。 【旅行・宿泊割引販売事業者の登録】 GoToトラベルキャンペーンにおける旅行・宿泊割引販売事業者を希望される旅行会社・OTA等の旅行者や宿泊事業者の方等は、登録申請が必要となります。 ※令和2年12月28日から令和3年1月11日までの期間、全国一斉に停止します。 なお、札幌市、大阪市、名古屋市、東京都については停止期間等が異なりますので、キャンペーンのホームページ等でご確認ください。	詳しくは、キャンペーンの事業者向け申請サイト(https://biz.goto.iata-net.or.jp/)をご覧ください。	Go Toトラベル事業 コールセンター TEL:0570-017-345 TEL:03-6747-3986
				○ 交流人口 GoToEatキャンペーン	飲食店及び食材を供給する農林漁業者を支援するため、「オンライン飲食予約の利用によるポイント付与」及び「プレミアム付食事券」が発行されます。	登録飲食店となる場合は、それぞれで事前登録が必要です。詳細は、Go To Eatキャンペーンサイト(https://gotoeat.maff.go.jp/)をご覧ください。	■GoToEatキャンペーン コールセンター(オンライン飲食予約)TEL:0570-029-200 ■GoToEatキャンペーン宮城食事券発行事務局 加盟店用コールセンター(プレミアム付食事券)TEL:0570-005-110
				○ 交流人口 GoTo商店街キャンペーン	消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけを作るため、商店街等がイベント、商材開発、プロモーション制作を実施します。	事業開始時期に応じて、「Go To 商店街事務局」あてに事業内容の提案・申請が必要です。詳細は、Go To 商店街事業者向けサイト(https://gotoentry.meti.go.jp/)をご覧ください。	Go To 商店街事務局 TEL:0120-304-060

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
その他				○ 販路拡大 地域産品等販路拡大支援事業	<p>仙台駅構内に期間限定で販売ブースを設け、地域ブランド「都の杜・仙台」への参画事業者の商品を中心とした地域産品やお土産品の販売・プロモーションを実施します。</p>	<p>日程：12月21日(月)～27日(日) 2月18日(木)～24日(水) 会場：JR仙台駅2階 東西自由通路「杜の陽だまりガレリア」</p>	<p>仙台市経済局地域産業支援課企業支援係 TEL:022-214-1003</p>
				○ 文化芸術支援 施設使用料の減免	<p>概要：イベントに使用される本市のホール系施設、展示系施設、大型スポーツ施設の使用料の減免を行い、感染拡大防止に配慮したイベントの再開を促進する。</p> <p>対象施設： 【ホール系施設】 トークネットホール仙台（大ホール、小ホール）、戦災復興記念館（記念ホール）、広瀬文化センター（大ホール）、若林区文化センター（大ホール）、宮城野区文化センター（パトナホール、パトナシアター）、太白区文化センター（楽楽ホール）、仙台銀行ホールイズミティ21（大ホール、小ホール）、エル・パーク仙台（ギャラリーホール、スタジオホール）、市民活動サポートセンター（市民活動シアター）、福祉プラザ（ふれあいホール、プラザホール）、シルバーセンター（交流ホール）、のびすく泉中央（ホール）、中小企業活性化センター（多目的ホール）、日立システムズホール仙台（コンサートホール、シアターホール、交流ホール）、仙台国際センター（大ホール）、せんだいメディアテーク（オープンスクエア、スタジオシアター） 【展示系施設】 トークネットホール仙台（展示室）、戦災復興記念館（展示ホール）、若林区文化センター（展示ホール）、太白区文化センター（展示ホール）、仙台銀行ホールイズミティ21（展示室）、仙台国際センター（展示室 展示・レセプションホール「桜」） 【スポーツ施設】 カメイアリーナ仙台（第一競技場(全面)）、シェルコムせんだい（競技場(全面)） 減免率：施設使用料の50%。 ※定員の半数以下での人数で利用することが条件(例外規定あり) ※対象施設に付随する楽屋等も減免対象。 ※条例により「準備又は練習に使用する場合の使用料を2分の1とする」という規定が適用される場合、2分の1の額をさらに50%減免する。 対象期間：令和2年6月19日～令和3年3月31日 ※当該期間中の施設使用料については遡って本減免を適用する。 ※既に所定の施設使用料を収めている場合は減免決定後に減免額分を還付する。</p>	<p>詳細は各施設にお問い合わせください。</p>	<p>トークネットホール仙台 TEL:022-262-4721 戦災復興記念館 TEL:022-263-6931 広瀬文化センター TEL:022-392-8401 若林区文化センター TEL:022-282-1171 宮城野区文化センター TEL:022-257-1213 太白区文化センター TEL:022-304-2211 仙台銀行ホールイズミティ21 TEL:022-375-3101 エル・パーク仙台 TEL:022-268-8300 市民活動サポートセンター TEL:022-212-3010 福祉プラザ TEL:022-213-6237 シルバーセンター TEL:022-215-3191 のびすく泉中央 TEL:022-772-7340 中小企業活性化センター TEL:022-724-1200 日立システムズホール仙台 TEL:022-276-2110 仙台国際センター TEL:022-265-2211 せんだいメディアテーク TEL:022-713-3171 カメイアリーナ仙台 TEL:022-244-1111 シェルコムせんだい TEL:022-218-5656</p>
				○ 道路占有 新型コロナウイルス関連 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占有許可の緩和	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占有許可について、これまでの許可基準を弾力的に判断するとともに、一定の条件の下で占有料を免除し、道路管理者として路上利用を支援するものです。</p>	<p>商店街等の団体からの申請となりますが、詳しくはお住まいの区の区役所・宮城総合支所道路課・秋保総合支所建設課へお問い合わせください。</p>	<p>青葉区道路課 TEL022-225-7211(代表) 宮城総合支所道路課 TEL022-392-2111(代表) 宮城野区道路課 TEL022-291-2111(代表) 若林区道路課 TEL022-282-1111(代表) 太白区道路課 TEL022-247-1111(代表) 秋保総合支所建設課 TEL022-399-2111(代表) 泉区道路課 TEL022-372-3111(代表)</p>
			○ 道路占有 新型コロナウイルス関連 道路占有料の納入期限の延長	<p>緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、道路占有料を納入期限までに納入することが困難な占有者については、申請により、やむを得ない理由の止んだ日から2か月以内に限り、納入期限を延長します。</p>	<p>詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。</p>		